

# 令和3年度 兵庫県会計年度任用職員 (男女共同参画センター 県政推進員) 採用選考案内

受付締切 : 令和3年5月 7日(金) [17時必着]  
第2次選考 : 令和3年5月11日(火) ※第1次審査(応募書類審査)通過者対象に面接を実施  
任用期間 : 令和3年5月21日(金)～令和4年3月31日(木)  
勤務場所 : 兵庫県立男女共同参画センター

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態
情報図書室 相談推進員	1名	・情報図書室の管理に関する事。 ・男女共同参画に関する情報収集・ 情報のデータ化に関する事。 ・情報相談、講座企画に関する事	下記2 「受験資格」 と同じ	週29時間 (7時間15分×週4日) ※日・祝を除く 9:00～17:15

## 2 受験資格等

(1) コロナ禍で現在求職活動されている方(下記特記事項の対象とならない方を除く)

(2) 男女共同参画への幅広い知識を有する人

(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

[特記事項]

### ● 対象者

新型コロナウイルスの影響を受けた以下のいずれかの方(コロナ関係失業者等)

・内定取消等により就業機会を失った方 ・解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた方

・就業する機会を失っている方、就労が困難になっている方(失業して

求職中の方、解雇等や契約期間満了前に求職活動をしているが、新型コロナウイルスの影響により、離職後の職が見つかっていない方)

### ● 対象とならない方

・在職求職者(離職が判明している方を除く) ・学業を本務とする学生

・求職活動を行っていない方

※コロナ関係失業者等であることは、面接時に書類(履歴書、職務経歴書、その他コロナ関係失業者等であることがわかるもの)のいずれかにより確認させていただきます。確認できない場合は自己申告書(面接時交付)に記載していただきます。

## 3 選考方法

(1) 選考方法

応募書類による第1次審査を行い、第一次審査を通過した方に第2次審査(面接)を実施。

(2) 第2次審査(面接)

・実施予定日: 令和3年5月11日(火) ・実施場所: 県立男女共同参画センター

## 4 応募方法

応募者は、次の(1)～(3)を応募先へ持参または郵送。(書類は全てA4用紙、片面印刷)

(1) 履歴書(写真貼付) (2) 職務経歴書 (3) 返信用封筒(84円切手を貼付、宛名記載)

## 5 任用期間

令和3年5月21日～令和4年3月31日

## 6 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額126,700円～133,400円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 期末手当

年間計1.6575月～2.55月

※期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

(4) 勤務時間

週29時間(原則7時間15分×週4日) ※日・祝を除く9:00～17:15勤務

(5) 休暇

年次有給休暇10日(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 7 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) パートタイムの会計年度任用職員であり、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

## 8 応募・問い合わせ先

兵庫県立男女共同参画センター 採用担当 ※直接持参の場合は、17時まで受付

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー7階

TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558